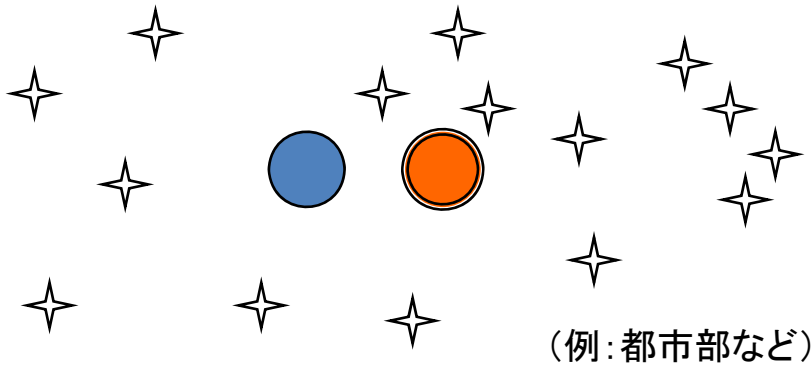


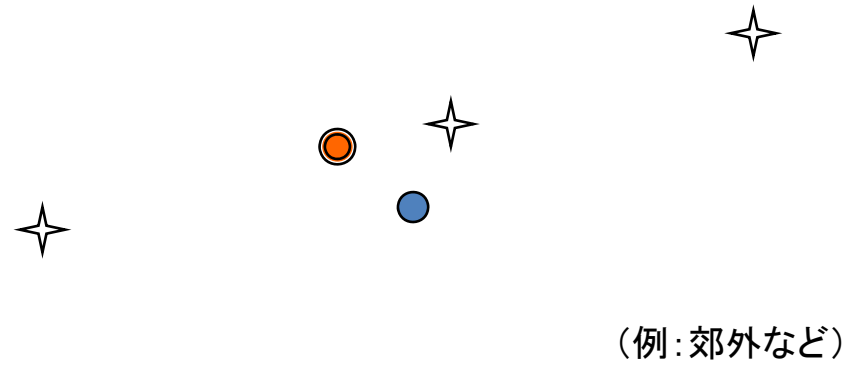
## 参考 4-2 A・B両グループにおける指定引取場所の配置に係る現状

● Aグループ指定引取場所    ● Bグループ指定引取場所    ✨ 小売業者  
 ※ 丸の大きさは当該引取場所の引取量を表す

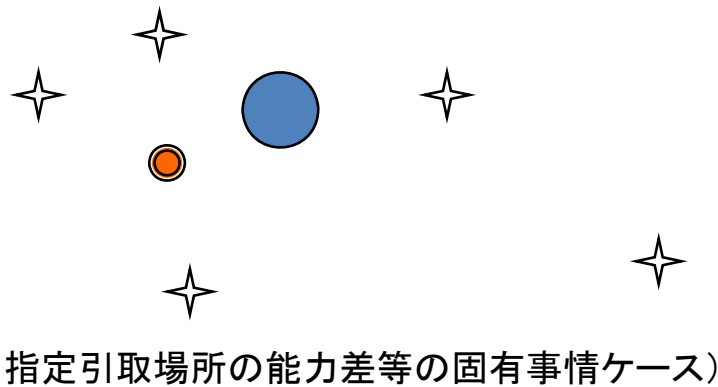
【ケースⅠ 近隣に両グループとも存在し、両グループとも引取量が多いケース】



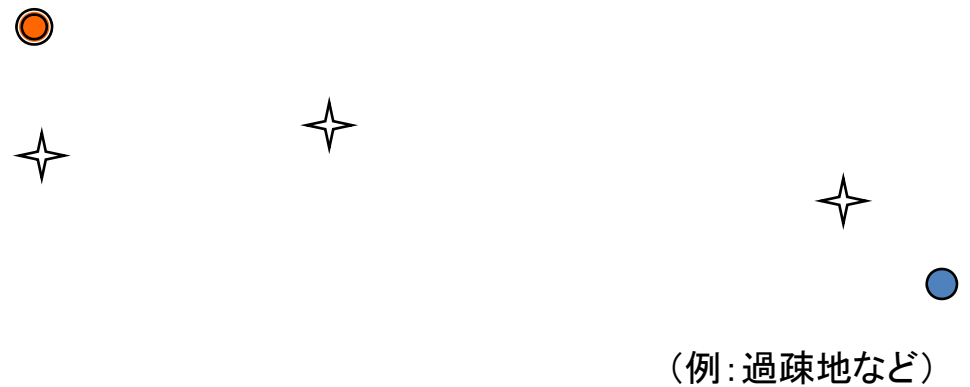
【ケースⅡ 近隣に両グループ存在するが、両グループとも引取量が少ないケース】



【ケースⅢ 近隣に両グループとも存在するが、グループ毎の引取量に差があるケース】

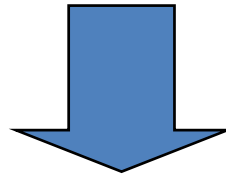


【ケースⅣ 近隣に他グループが存在せず、ばらばらに点在しているケース】



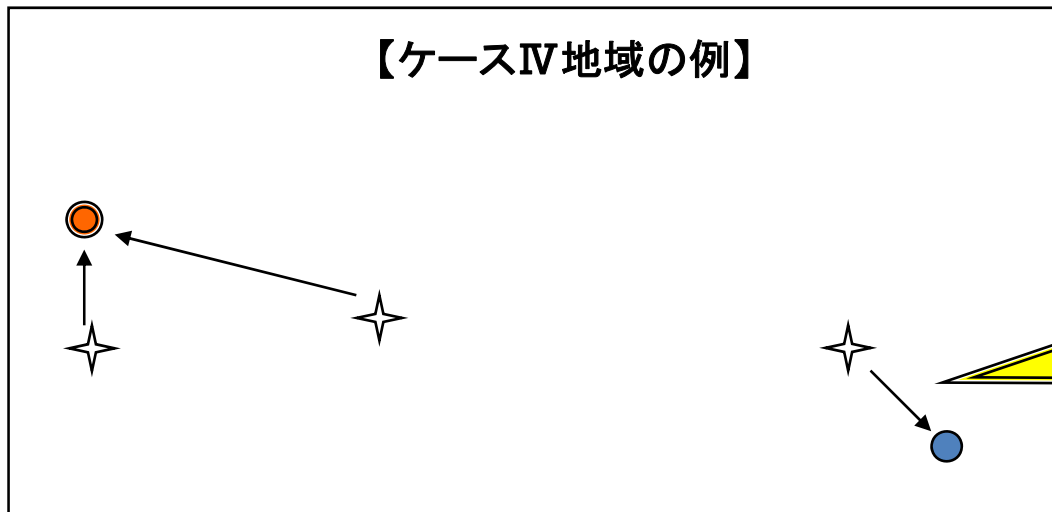
### 参考4-3 指定引取場所に係るA・B共有化のメリット

- 前頁のケースⅣのように、近隣に他グループが存在せず、ばらばらに点在している場合は、A・B共有化で、小売業者がグループに関わらず最も近い指定引取場所に運ぶことが可能となるため輸送距離が減少するメリットが大きい。



ケースⅣのような地域(下図参照)で、ABの指定引取場所を共有化することにより、小売業者から製造業者等の指定引取場所の運搬を効率化し、収集運搬料金の低減化につながる効果が期待できるのではないか。

【ケースⅣ地域の例】



共有化により小売業者は、全てのメーカーの廃家電を「→」の通り、近くの指定引取場所へ運べる。

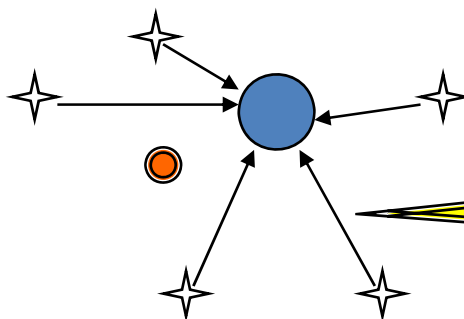
## 参考 4 - 4 指定引取場所の A・B 共有化に伴う統合のメリット

- A・B 共有化を行うことで、例えばケースⅡ・ケースⅢのような場合において、将来的に引取能力の大きい一方の指定引取場所に一本化（統合）される可能性がある。結果として、全国の指定引取場所が効率化（数の減少を含む）され、製造業者等のリサイクル料金の低減化につながるというメリットがあるのではないか。



ケースⅢのような地域（下図参照）で、ABの指定引取場所を共有化することにより、将来的に引取能力の大きい一方の指定引取場所の一本化（統合）される可能性がある、製造業者等の指定引取場所管理を効率化し、リサイクルコストの低減化につながる効果が期待できるのではないか。

【ケースⅢ地域の例】

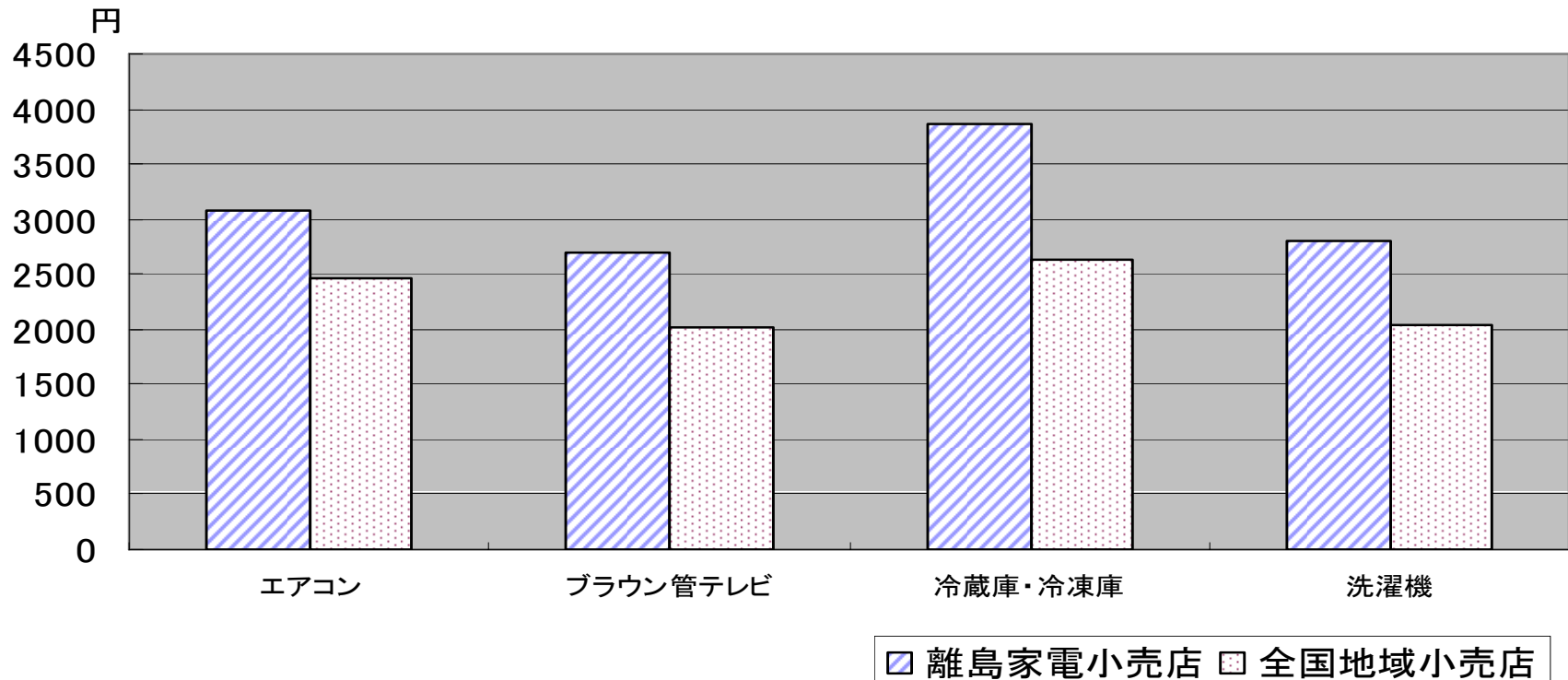


共有化により小売業者は、全てのメーカーの廃家電を「→」の通り、引取能力の高い指定引取場所に運べる。

## 参考 4-5 離島とそれ以外の地域における小売業者の収集運搬料金の比較

- 離島地域の小売業者においては、本土の小売業者に比べて、高い収集運搬料金の請求を行わざるを得ない状況になっており、離島地域の排出者に対する収集運搬料金の不公平性の問題が発生しているとの指摘がある。

義務品の引取に際して小売業者が請求する収集運搬料金



※ 小売業者アンケート調査結果(平成18年)より

出典：第11回合同会合（平成19年7月30日） 事務局資料より作成

## 参考4-6 離島における収集運搬料金の内訳

- 収集運搬料金の低減化に成功した離島地域においても、近年の貨物船の燃料コストに直結する原油高の影響で、値上げを行わざるを得なかったケースがあるなど、**海上輸送によるコスト高は、本土地域には存在しない離島独特のコスト増要因**となっている。

